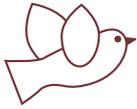


みんなの力で 「郷づくり」^{さと} ④8

市郷づくり支援室（津屋崎庁舎） ☎52・4913
メール sato@city.fukutsu.lg.jp



平成23年度から
交付が始まります

自治会（区）交付金 Q & A

Q1 交付の対象は？

A 相互扶助や福利の増進を図る目的で
会費（区費）を集めて自治活動を行う
自治会（区）です。

Q2 交付の目的は？

A 自治会（区）の運営や活動を支援し、市
との連絡業務を円滑に進めるために
交付します。

Q3 交付申請に必要なものは？

A 自治会（区）規約、事業計画書、予算書
です。

Q4 交付金の使途は？

A 大きく分けると次の三つです。
①自治会（区）長として市とのパイプ役
を務めるための連絡調整手当
②市が依頼する業務、および市や関係
機関と連携が必要な自治会（区）業
務を円滑に進めていくための費用
※下段の囲みを参照ください。
③自治会（区）活動の経費

Q5 自治会（区）の活動であれば何でも 使えますか？

A 交付金は公金です。高齢者の生活支
援、自主防災、防犯、防犯灯の維持管
理、清掃美化、健康づくり、スポーツ、
親睦、生涯学習など、地域住民みんな
が安心して気持ち良く暮らしていく
ための活動に使ってください。

Q6 交付金額の算定は？

A 三年間は、平成二十二年に交付した五
つの補助金などの合計額を基準にしま
す。平成二十三年度は〇〇%、二十四、
二十五年度は九〇%です。
ただし、平成二十六年以降は合理的
な考え方で公平性が担保できるよう新
たな算定基準をもつけます。

Q7 交付金額はいつ分かりますか？

A 今月中に、各自治会（区）に予定額を内
示します。

Q8 市役所の担当窓口は？

A 津屋崎庁舎2階の郷づくり支援室です。

※市が依頼する業務、および市や関係機関との連携が必要な自治会（区）業務

Q4のA②

- 市広報誌、議会だよりなどの全世帯配布
- 回覧物の回覧
- 分別ステーションの運営
- 全市一斉美化運動
- 市政の周知、市事業の連絡調整
- ポスターの掲示
- 募金への協力
- 日赤社費および寄付金
- 赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金（社会福祉協議会から依頼）
- 環境美化募金（市環境衛生組合連合会から依頼）
- 道路等維持補修要望
- 交通安全施設要望
- 空き地の適正管理に関する調査
- 選挙の投票管理者、投票立会人の推薦
- 防災行政無線の受信機設置
- 献血推進協議会地区推進委員
- 地区環境衛生組合長

郷づくり推進協議会の運営、活動に関して

- 事業やイベントの周知
- 住民への協力呼び掛け
- 自治会（区）としての意見反映

これらの業務に要する経費は、自治会（区）交付金の中に含めています。

「広報ふくつ おしらせ版 平成23年1月15日号」

あなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福津市中央1-1-1 福津市役所（福間庁舎）総合政策部広報秘書課広報広聴係
☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。